

各 位

上場会社名	THE WHY HOW DO COMPANY 株式会社	
代表者	代表取締役社長	亀田 信吾
	(コード3823 東証スタンダード)	
問合せ先責任者	取締役副社長	橋本 直樹
電話番号	(03) 4405-5460	

第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）、第17回乃至第19回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

当社は、2026年3月27日付の取締役会決議において決議した、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCAO」といいます。)、MAP246 Segregated Portfolio, a segregated portfolio of LMA SPC(以下「MAP246」といいます。)、及びBEMAP Master Fund Ltd. (以下「BEMAP」といいます。)を割当先とする第三者割当による第16回新株予約権、株式会社機山（以下「機山」といいます。）を割当先とする第三者割当による第17回乃至第19回新株予約権（以下、第16回乃至第19回新株予約権を個別に又は総称して、「本新株予約権」といいます。）の発行に関して、この度2026年4月13日に発行価額の総額の払込みが完了したことを確認いたしましたので、お知らせします。

なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、2026年3月27日公表の「第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）、第17回乃至第19回新株予約権及び第2回無担保普通社債の発行並びに新株予約権の買取契約の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

第三者割当による本新株予約権の発行の概要

<第16回新株予約権>

1. 割当日	2026年4月13日
2. 発行新株予約権数	210,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
3. 発行価額	756,000円（新株予約権1個当たり3.6円）
4. 当該発行による潜在株式数	普通株式21,000,000株（新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は30円ですが、下限行使価額においても、潜在株式数は21,000,000株です。
5. 調達資金の額	1,008,756,000円（注）
6. 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は、48円とします。 2026年4月13日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」といいます。）の属する週の前週の最終取引日（以下「修正基準日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の小数第1位未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日価額」といいます。）が、当該修正基準日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正基準日価額に修正されます（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」といいます。）。なお、修正後行使価額の算出において、修正基準日から修正日までの間に本新株予約権の発行要項第11項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由

	を勘案して調整されます。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。但し、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額（本新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。
7. 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 LCAO 155,400 個 MAP246 16,800 個 BEMAP 37,800 個
8. 権利行使期間	2026 年 4 月 14 日（当日を含む。）から 2027 年 4 月 13 日（当日を含む。）までです。 なお、行使期間最終日が取引日でない場合はその前取引日を最終日とします。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとされます。 ① 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日 ② 本新株予約権の発行要項第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は 1 ヶ月を超えないものとする。)その他必要事項を当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに本新株予約権者に通知した場合における当該期間

(注) 調達資金の額は、第 16 回新株予約権の払込金額の総額に第 16 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、第 16 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての第 16 回新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 16 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

<第 17 回乃至第 19 回新株予約権>

1. 割当日	2026 年 4 月 13 日
2. 発行新株予約権数	80,000 個（新株予約権 1 個につき普通株式 100 株） 第 17 回新株予約権：25,000 個 第 18 回新株予約権：25,000 個 第 19 回新株予約権：30,000 個
3. 発行価額	総額 3,867,000 円（第 17 回新株予約権 1 個当たり 49.9 円、第 18 回新株予約権 1 個当たり 48.5 円、第 19 回新株予約権 1 個当たり 46.9 円）
4. 当該発行による 潜在株式数	普通株式 8,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 第 17 回新株予約権：2,500,000 株 第 18 回新株予約権：2,500,000 株 第 19 回新株予約権：3,000,000 株
5. 調達資金の額	410,367,000 円（注）
6. 行使価額及び行使価額の 修正条件	当初行使価額は、第 17 回新株予約権が 48 円、第 18 回新株予約権が 51 円、第 19 回新株予約権が 53 円です。 第 17 回乃至第 19 回新株予約権については、いずれも行使価額の修正は行われません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、各本新株予約権の行使価額は、各本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。
7. 募集又は割当て方法 (割当先)	第三者割当の方法により、全ての第 17 回乃至第 19 回新株予約権を機山に対して割り当てます。

8. 権利行使期間	2026年4月14日（当日を含む。）から2028年4月13日（当日を含む。）までです。
-----------	---

（注）調達資金の額は、第17回乃至第19回新株予約権の払込金額の総額に第17回乃至第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。なお、第17回乃至第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当初行使価額で全ての第17回乃至第19回新株予約権が行使されたと仮定された場合の金額であり、行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第17回乃至第19回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は変動します。

以上